

平成二十五年十一月一日受領
答 弁 第 三 一 号

内閣衆質一八五第三一号

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員山井和則君提出介護保険制度改正の問題点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出介護保険制度改正の問題点に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

介護保険制度の見直しに関しては、現在、社会保障審議会介護保険部会において議論を行っているところであるため、お尋ねの事項についてお答えすることはできない。

五について

厚生労働省においては、お尋ねの総合合算制度について、平成二十五年に入ってから、同省内の関係部局の職員によって構成する検討プロジェクトチームによる会議を三回開催したほか、当該職員による地方公共団体への視察を二回行うなど検討を行っているところである。総合合算制度については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号イにおいて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づく番号制度の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度

から総合的に検討する旨が規定されていることを踏まえ、引き続き、同プロジェクトチームにおける検討を進めてまいりたい。